

日本テコンドー協会（J T A）試合法

J T A公式戦 滑り止めスプレー等禁止法

2017年11月27日

日本テコンドー協会

宗師範 河 明生

第28回全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会終了後、後樂園ホールより、苦情があった。

「一部の選手が使用した滑り止めスプレー等による足跡が後樂園ホールの床に広範囲でこびりつきとれません。

人の手では落とせず専門の機械を使用しなければなりませんので、その費用を負担していただきたい」

本会は、謝罪し、費用を負担した。

このような費用を負担しては、持続的な大会運営に支障が生じる。

また全日本大会に限らず、今後、他のイベントで使用する施設においても同様の問題が生じるおそれがある。

その都度、主催者が弁償するのは不合理である。

なぜなら、大会主催者は、滑り止めスプレー等を使用することを定めておらず勧めてもないからである。

ゆえに、過去、一度もこのような問題は生じなかった。

イベント会場施設における足跡の付着は、当該選手の過失であり、自己責任の問題である。

滑り止めスプレー等による足跡の付着は、施設管理者からすれば落書きと同じである。

落書きした者が、弁償し原状回復しなければならないのが社会の常識である。

ここに、J T A試合法―「J T A公式戦 滑り止めスプレー等禁止法」を定める。

記

第1条 滑り止めスプレー等の禁止

- 1, J T Aのすべての公式戦において滑り止めスプレー等の使用を一切禁止する。
- 2, 審査、セミナー、千本チルギ等のすべてのJ T Aおよび傘下団体が主催するイベントにおいて滑り止めスプレー等の使用を一切禁止する。
- 3, 所属道場が借用している施設での滑り止めスプレー等の使用を一切禁止する。

第2条 滑り止めスプレー等を使用した場合の自己責任賠償の義務化

上記第1条に違反した者は、当該施設に対する現状回復義務（自己責任義務）を負う。

- 1、原状回復に要した費用を全額個人で負担・弁償しなければならない。
- 2、当該違反者が未成年者の場合、保護者が原状回復に要した費用を全額負担弁償しなければならない。
- 3、当該違反者がJ T Aを退会した場合であっても、当該違反者が弁償しなければならない。

第3条 上記第1条に違反した者は、J T Aは次の処分を行う。

- 1, 試合の場合は、発覚次第、即時失格とする。
試合終了後、発覚した場合は、優勝等の入賞は取り消す。ただし、繰り上げ入賞は行わない。
- 2、その他各種イベントの場合は、即時、参加を禁止させる。
- 3、本法を知らないかったことは理由とはならない。
当該違反者が反省せず、また弁償をしぶる等、不誠実な態度をとった場合は除名処分とする。
除名された者は、過去の公式戦における成績を全日本大会を含めすべて記録から抹消する。

本法は、2017年11月27日より施行する。